平成２３年（フ）第４５号
茨城県取手市戸頭７丁目７番21―102号
債務者　福原智壽子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第４６号
茨城県龍ケ崎市南中島町151番地４グリーンパストラルＳＡＫＵＲＡＩ・Ｃ棟103号室、前住所茨城県北相馬郡利根町大字羽根野684番地44
債務者　串間　智美
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第８９号
沖縄県那覇市三原２丁目19番41―202号　仲宗根マンション
債務者　諸見里尚之
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３７５３号
名古屋市中区千代田２丁目20番１号　ソルシェ鶴舞203号
債務者　教野正美こと　尹　　熙善
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３８号
名古屋市千種区天満通２丁目33番地　グリーンハイツ天満302号
債務者　松本　友紀
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５７２号
名古屋市南区要町２丁目15番地の１　第２ひまわり荘102号
債務者　長友加代子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６３５号
愛知県常滑市新開町１丁目１番地　ボナール中部国際501号
債務者　村田　育実
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２号
三重県津市本町11番20号
債務者　宮田　　輝
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２４号
三重県津市上浜町３丁目106番地
債務者　新開　　博
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２８号
三重県津市垂水3004番地３　サンコーポスズキＡ棟202
債務者　橋本　幸子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３２号
三重県津市上浜町４丁目２番地４、前住所三重県津市戸木町5639番地８
債務者　伊藤　智子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１６２４号
神戸市北区有野町二郎602番地の１　セラフィ101号、従前の住所兵庫県三田市乙原1097番地７
債務者　濵田　幸夫
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２２号
神戸市東灘区深江本町３丁目４番４―101号
債務者　岩瀬　和美
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２３号
神戸市須磨区白川台３丁目63番地の３白川台センター３Ｆ―304号
債務者　芳野　一浩
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３１号
神戸市中央区南本町通５丁目１番６―207号
債務者　吉本秀次郎
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１３号
神戸市垂水区青山台８丁目１番２―1411号
債務者　田中　裕香
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部